

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程の一部改正について

平成29年8月
交通管制部管制課

1. 背景

航空保安業務処理規程(昭和42年空総第130号)第5管制業務処理規程(以下「管制業務処理規程」という。)は、航空交通管理管制官又は航空管制官(以下「管制官等」という。)が航空法(昭和27年法律第231号)第96条等に規定されている管制業務及びこれに関連する業務を実施するにあたって準拠すべき基準その他の事項を定めることを目的とするものである。

新千歳空港の管制処理能力を向上させる一つの手段として、新千歳空港のILS進入による民間機と、千歳飛行場の精測レーダー進入による自衛隊機における同時平行進入の導入が方策として上げられていたところ。

このILSと精測レーダーの同時平行進入方式については国際基準においても規定化されていないことから、導入するにあたり、安全性の評価・検証を行った上で、一定のリスク低減策を講じることで安全に運用できることとなった。

今般、新千歳空港及び千歳飛行場においてILS進入と精測レーダー進入による同時平行進入を運用開始することから、当該進入方式の実施にあたって必要となる管制業務処理規程の一部改正を行うこととする。

2. 概要

- (1) 管制業務処理規程(V)特別管制方式として、「新千歳空港及び千歳飛行場における同時平行ILS/精測レーダー進入」を定めることとする。
- (2) 同時平行ILS/精測レーダー進入の開始にあたって必要となるリスク低減策として、
 - ①到着機に対する情報の提供
 - ②進入機相互間の間隔設定の方法
 - ③同時平行ILS/精測レーダー進入機の監視方法(例 監視担当の管制席を配置)及びそれに基づく到着機に対する指示内容を定めることとする。
- (3) その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール(予定)

適用日:平成29年8月17日